

北九州市中小事業者一時支援金 概要

制度概要

2021年1～3月の期間に売上が減少した事業者で、福岡県の感染拡大防止協力金や国の一時支援金等の支援対象外となる事業者に対し、支援金を給付します。

給付額

中小法人等：上限 **15** 万円 個人事業者等：上限 **10** 万円
※給付区分によって上限額が異なります。裏面をご確認ください。

申請期間

2021年3月25日（木）～**6月18日**（金）※消印有効

申請方法

オンライン（4月15日開始） 又は 郵送（特例による申請は郵送のみ）
(<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/09901261.html>)


対象事業者

下記の全ての要件を満たす事業者

- 1 市内に事業所がある中小法人、個人事業者等
- 2 2021年1～3月のいずれかの月の売上が、前年又は前々年の同月と比べ、30%以上減少していること
- 3 今後も事業を継続する意思があること
- 4 福岡県感染拡大防止協力金や、国の一時支援金、他の地方自治体が支給する時短営業協力金や同期間の売上減少に伴う支援金等の給付対象でないこと
- 5 公共法人、政治団体、宗教上の組織又は団体、風営法上の性風俗関連特殊営業事業者等でないこと

※詳細は申請要領をご覧ください。

支援対象者と給付額のイメージ

 : 北九州市が独自に支援する範囲

	時短要請対象 の飲食店	飲食店時短営業又は 外出自粛等の影響を 受けている事業者	左記以外
売上減 50% 以上	県 6～4万円× 時短要請日数	国 法人 最大60万円 個人 最大30万円	法人 最大 <u>15万円</u> 個人 最大 <u>10万円</u>
売上減 30% 以上 50% 未満	※売上要件なし	法人 最大 <u>15万円</u> 個人 最大 <u>10万円</u>	法人 最大 <u>10万円</u> 個人 最大 <u>5万円</u>

※複数の区分に該当する場合でも、**給付は1回限り**です。

必要書類

主な必要書類は下記のとおりです。

- 1 申請書
- 2 2019及び2020年の確定申告書の写し
- 3 2021年1～3月の月毎の売上が確認できる書類
- 4 本人確認書類
 - ①法人・・・履歴事項全部証明書、役員名簿
 - ②個人等・・・運転免許証の写し等
- 5 事業内容及び市内に事業所があることが確認できる書類
- 6 取引先情報一覧表及び取引を確認できる書類
- 7 振込先口座の通帳の写し

※申請者の業態等により必要書類が異なります。また、申請内容によりその他の書類の提出を求める場合があります。詳しくは申請要領をご確認ください。

※2019年1月から2020年12月までの間に開業した事業者等には特例があります。詳しくはHPをご確認ください。

北九州市中小事業者一時支援金コールセンター

☎0120-218-567 (9時～17時、土日祝含む)

